

電子入札システムの機能追加（総合評価落札方式）に関する説明会
質疑応答集（業務）

日時：令和5年12月14日（木）

会場： 奈良県産業会館 大ホール

Q1

競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出に関して、発注者が土木事務所の案件で持参提出する場合は、従来どおり土木事務所に持参すればいいですか。

A1

競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の電子提出・持参提出の可否や提出先等については案件ごとに公告に指定されますので適宜ご確認ください。

Q2

技術提案書（事前・事後）の再提出は認められますか。

A2

電子入札システムでは公告に指定する期限まで何度でも技術提案書（事前・事後）の再提出が可能です。ただし、様式の不足等で再提出を行う場合、不足物のみの追加提出はできません。必ず提出様式等の全てを再提出してください。期限を過ぎた時点で最後に提出されていたもののみが技術提案書（事前・事後）として扱われます。

また、技術提案書（事後）に関して、持参提出により収受印が押印された場合は、電子入札システムで提出された技術提案書（事後）は全て無効となりますのでご注意ください。

Q3

技術提案書（事後）について、電子提出の場合は期限まで再提出が可能とのことですが、この場合審査はいつ実施されるのですか。また、期限後に提出様式の間違いや説明資料等の不足が発覚した場合に、差し替えや再提出は可能ですか。

A3

電子入札システムで提出された技術提案書（事後）の審査は、提出期限後速やかに開かれる総合評価審査委員会にて提出された資料に基づき行われます。

提出期限後の各提出様式の差し替えや再提出については、従来の持参提出と同様、原則として認められませんが、各提出様式に添付される説明資料等に関しては、必要に応じて技術管理課より連絡のうえ追加提出等を求めることがあります。

Q4

入札時の電子入札システムでの配置予定技術者等の氏名の提出について、カタカナ入力 of 単純な間違いなども失格になると考えてよろしいですか。

A4

電子入札システムで提出された配置予定技術者等のカタカナ表記の氏名と、技術提案書（事後）にて提出された配置予定技術者等の氏名が異なると判断される場合は、失格となります。電子入札システムでの氏名の提出時に誤字・脱字の無いよう、十分にお気を付けてください。

Q5

入札時の電子入札システム上での配置予定技術者等の氏名の提出について、結婚後も旧姓を使用している等の理由で書類により氏名が異なるものの提出はどのようにすればよいでしょうか。

A5

電子入札システムで提出する配置予定技術者等の氏名は、技術提案書（事後）で提出する氏名と同一のものとしてください。

技術提案書（事後）の各提出様式に添付する書類の一部が結婚後の新姓で発行されている等、書類間で氏名が一致しない場合は、それらが同一人物であることが分かる資料を追加で添付してください。

Q6

技術提案書（事前）について、提出様式の表題及び提案内容に企業名が含まれないようにすることと説明がありましたが、特に提案内容についてはこれまで意識して企業名を伏せるような事はしてきませんでした。どのようにすればよろしいですか。

A6

令和6年1月9日以降公告の案件において、技術提案書（事前）の提出様式は企業名の記載を求めない新しい様式となるため、参加者が特定できる情報が記載されていた場合は、公正な審査が行えないものとして欠格となります。

技術提案書（事前）の作成にあたっては、様式の表題・提案内容等に参加者が特定できる情報が含まれないよう十分ご注意ください。

Q7

「企業の業務執行技術力」に係る様式7の提出に関して、2回目以降の提出時に添付資料は不要と説明がありましたが、ここでいう提出回数は電子入札システムの機能追加が行われる令和6年1月9日を基準に数えればよいですか。

A7

様式7（企業の業務執行技術力）の提出に係る委託業務等成績評定点通知書の写しの添付については、従来どおり年次更新が行われる毎年8月1日を基準に提出回数を数えてください。

従って、令和5年8月1日の年次更新以降の初回参加時に旧様式2－6（企業の業務執行技術力）および添付資料を既に提出している場合は、令和6年1月9日以降公告の業務についても、様式7に委託業務等成績評定点通知書の写しの添付は不要です。

令和6年8月1日以降公告の業務に初回参加された後に落札候補者となった場合は、様式7の提出時に委託業務等成績評定点通知書の写しを添付してください。

Q8

一括審査方式の業務について、2件取抜けとなる発注の場合、2件とも同一の技術者を配置しなければならないのですか。

A8

一括審査方式の場合、対象となる業務ごとに配置技術者を変更することはできません。

一括審査方式は対象となる全ての業務に対して共通の技術提案書（事前・事後）が評価されます。従って、評価を受ける配置予定技術者も、全ての業務に対し同一の者となります。

同一の配置技術者で業務履行体制を確保できる件数を考慮し、業務に参加していただくようお願いいたします。

Q9

これまでは技術提案書（事前）で提出していた「配置予定技術者（企業）の経験及び能力等」の自己採点の点数について、入札時に電子入札システム上で入力する前に採点が間違っていないかを見てもらえませんか。

A9

「配置予定技術者（企業）の経験及び能力等」の評価は落札候補者が提出する技術提案書（事後）の收受後に開かれる総合評価審査委員会での審査に基づき決定されます。

従って、技術提案書（事後）の收受前にその内容を審査する行為は事前審査にあたるため、一切実施しておりません。